

(参考) 現行会則(令和元年5月14日通常総会にて改正)

[人と人との発展的拡大を目指して]

山陰異業種交流会「ビジネス21」会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、山陰異業種交流会 ビジネス21(以下「本会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、損害保険ジャパン株式会社(以下「損保ジャパン」という)内に置く。
ただし、止むを得ない事情がある時は、会員の事業所内に置くことができる。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 本会は自主運営を以って会員相互間の情報交換、交流を図ることにより、会員企業の体質強化並びに事業の拡充を目指し、会員相互が啓発しあい、会員企業の発展と共生を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 会員間の良きパートナーとの出会いの場を提供し、研究会、情報交換、販売協力、支援、提携等のビジネスチャンスを広げ、交流を図る場として月例会を開催する。
- ② ビジネスとその方法に関する調査研究と建議。
- ③ ビジネスに関する情報交換、販売協力と支援、提供等の活動。
- ④ 新商品、ニュービジネスの促進と交流の拡大。
- ⑤ 友誼団体との協調、連携。
- ⑥ 会誌の発行並びに上記各項の活動を行うに必要な各種資料の刊行配布。
- ⑦ その他前条の目的を達するために必要な活動。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、政治、宗教、占い、マルチ商法等の行為者ならびに会員に多大なる迷惑となるビジネス業種及び法に抵触する者を除き、鳥取県西部及びその周辺に本社、または事業所を置き、本会の目的及び活動に賛同する者とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員の種別は、次の二種類とする。

(1)会員 (2)サポート会員(以下、S会員という)

第6条の2 本会の会員になろうとする者は、次の各項目に従い会員資格を取得する。

- ① 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きを行い、会員または損保ジャパンの推薦により役員会の承認を得て入会することができる。
 - ② 会員の登録は、原則として一業種一社とする。ただし、同業種及び類似業種の入会希望者については役員会が現在加入会員に影響を及ぼないと判断する場合、関係する現会員や、新たに加入の手続きを行う者の意見を十分に聴取した後、加入を承認した場合は会員登録を行う。
- 2 本会のS会員になろうとする者は、次の条件を満たすものとする。また、所定の申込手続きを行い、役員会の承認を得て入会することができる。
- ① 本会に所属する会員で、本会役員や世話人を経験した者。
 - ② 本会に所属する会員の事業所を退職した者。
 - ③ その他、役員会にて承認した者。

(会員の権利義務)

第7条 会員は次の各項についての権利と義務を有する。

- ① 会員は本会の活動につき、その便宜を受ける権利を有する。
- ② 会員は本会の運営活動に積極的に参加する権利及び義務を有する。
- ③ 会員はこの会則及びその他の規則並びに総会の決議に従う義務を有する。
- ④ 会員は原則として毎月例会に出席し交流活動をしなければならない。
- ⑤ 会員は通常総会で決定した年会費を、毎年7月末日までに納入しなければならない。
- ⑥ 会員は月例会やその他の事業・行事等について、少なくとも開催日の1週間前までに出欠回答の義務を有する。
- ⑦ 会員は通常総会と月例会に出席した場合、名札を必ず着用する義務を有する。

2 S会員の権利と義務

- ① S会員は、月例会・通常総会・その他の事業・行事に参加することができる。
- ② S会員は月例会やその他の事業・行事等について少なくとも開催日の1週間前までに出欠回答の義務を有する。
- ③ S会員は、会長の相談に応じ意見を述べるができるが、議決権を持たない。
- ④ S会員は、全異連運営費相当分（現在2,400円）を年会費として7月末までに納入しなければならない。またS会員は全異連に対してその旨の登録を行う。
- ⑤ S会員は、通常総会と月例会に出席した場合、S会員用の名札を必ず着用する義務を有する。

（資格の喪失）

第8条 会員は自らの意思により本会を退会する場合を除き、次の各項の一つ以上に該当する場合には、役員会の決議によりその資格を失う。ただし、この場合本人に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 通常総会で決定した年会費を、毎年7月末日までに納入しない場合。
- ② 総会・月例会に1年のうち6回以上出欠の返事がない場合。
- ③ 総会・月例会に連続6ヶ月以上欠席の場合。
- ④ 同一会社で他部門へ移動時、従来の会員職種と競合する場合。
ただし、この場合、第6条の2の②を適用する。
- ⑤ 転業、転職や別会社へ出向したとき。ただし、この場合従来からの会員と競合しない場合に限り、役員会の承認により再入会できる。
- ⑥ 会員の所属する事務所が閉鎖又は解散した場合。
- ⑦ 本会及び会員に多大なる迷惑を及ぼした場合。

2 S会員は、自らの意思により本会を退会する場合を除き次の項目により資格を失う。

- ① 年会費を年度末まで滞納した場合
- ② 本会及び会員に多大なる迷惑を及ぼした場合
- ③ 役員会の議決により除名されたとき

（全異連への加盟）

第9条 本会は会員の横断的交流活動を支援し、会員のビジネス発展に資するため全異連に加盟する。

第4章 役員

（役員の種類）

第10条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名 ② 副会長 3名以内 ③ 世話人の内より 12名以内 ④各委員会委員長
- ⑤ 事務局長 1名 ⑥ 会計 2名以内 ⑦ 監事 2名 ⑧ 幹事 1名

（役員を選任）

第11条 役員を選任は、総会において会員のうちからこれを選任する。

（役員職務）

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- ① 会長は会務を総理し、この会を代表する。また、全異連との連絡調整にあたり、全異連の運営の執行に関する事項を決議する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- ③ 役員は役員会を構成し、総会で決議された活動の運営にあたる。
- ④ 事務局長は役員会の命を受け本会の事務を統括し、業務については世話人及び会員とこれを分担する。
- ⑤ 会計は本会の財務を総会と役員会の決議を経て定められた方法によりこれを管理する。
- ⑥ 監事は本会の事業報告書及び収支決算書の監査を行う。
- ⑦ 幹事は全異連との連絡調整にあたり、全異連の運営の執行に関する事項を会長とともに決議する。

（役員任期）

第13条 役員任期は次のとおりとする。

- ① 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- ② 増員又は補欠に選任された役員任期は前2項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- ③ 役員はその期間が満了した後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

（役員解任）

第14条 本会の役員にふさわしくない行為があった場合、及び第8条により会員の資格を喪失したときは総会の決議によりその役員を解任することができる。

（役員報酬）

第15条 役員は無報酬とする。

[人と人との発展的拡大を目指して] 山陰異業種交流会「ビジネス 21」
第5章 委員会

(委員会)

第16条 第4条に規定する本会の活動を分担するため委員会を設け、委員会は総会で決定し設置する。また、委員会の委員長や委員は次のとおりとする。

- ① 委員長及び委員は役員会の推薦によりこれを会長が委嘱する。ただし、委員長は世話人の中より委嘱するものとする。
- ② 任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- ③ 委員会の設置と運営について、必要に応じて規則を制定し運営することができる。

(規則の制定)

第17条 委員会の運営に関する規則は役員会の決議にてこれを定める。

(全異連委員会との連携)

第18条 全異連各委員会を構成する委員の選出は委員の互選により、役員会の承認を経てこれを定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第19条 会議は総会及び役員会とし、総会と役員会は会長がこれを召集する。

(総会)

第20条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織し、総会の議長は会長が行う。

(総会の開催及び召集)

第21条 通常総会は毎年1回活動年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は役員会の決議による他、会員の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 3 総会は開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項、日時、および場所を記載した文書を発して召集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第22条 会員は各1個の表決権を有し、これを行行使するため総会に出席することができる。また、会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員、または議長に委任することができる。

(総会の議事)

第23条 総会は全会員総数の半数以上の出席（委任状を含む）により成立する。

- 2 総会の議事はこの会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第24条 総会はこの会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- ① 事業報告及び事業計画
- ② 決算及び収入支出予算
- ③ 年間の会費の額の決定
- ④ 当該年度の世話人を含む役員会の決定
- ⑤ 役員会において総会に付議すべきことを決議した事項
- ⑥ その他、会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第25条 役員会は役員全員をもって組織する。

- 2 監事は役員会に出席し意見を述べることができるが、表決権を持たない。

(役員会の開催)

第26条 役員会の運営は次のとおりとする。

- ① 役員会は会長が必要と認めるとき月例会開催直前に開催する。
- ② 役員会の招集については第21条第3項の規則を準用する。
- ③ 役員会の議長は会長が行う。

(役員会の議事)

第27条 役員会は、その構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。

- 2 役員会の議事は世話人の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第28条 役員会はこの会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- ① 総会に提出すべき議案
 - ② 会則の変更に関する議案
 - ④ 総会において役員会に委任された事項
 - ⑤ その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- 2 会長は、緊急に役員会を開催することが不可能な場合は役員会に代わり、業務を執行することができる。

ただし、その執行事項は次の役員会に報告しなければならない。

(月例会)

第29条 月例会は本会の交流の根幹をなすものであり、情報交換が充分に行われ、会員相互の良好な人間関係が構築されていき、その中でビジネス交流が生まれ、魅力ある交流会が実現されるなど、会員企業の発展と共生を図るという本会の目的達成のため開催する。

2 月例会は全会員が出席することを原則とし、8月を除く毎月第二火曜日に開催する。

(ゾーン会)

第30条 ゾーン会は、毎月、当該開催月と翌月・翌々月の月例会当番世話人と、会長・副会長・事務局長・会計により構成され、遅くとも翌月の月例会の2週間前までには開催する。

2 ゾーン会は、当該月当番世話人が招集し、司会進行を行う。

3 ゾーン会は、主に当該月の月例会の具体的内容と、翌月の月例会の大まかな方向性について協議する。また、必要に応じて開催される役員会で協議すべき事項について、会長の要請により検討を行う。

4 3月と4月に開催するゾーン会では、通常総会の開催及び提案事項についても協議する。

第7章 会 計

(資産の構成)

第31条 本会の運営費は次の各項に掲げるものにより構成される。

- ① 会員からの運営拠出金(年会費)
- ② 活動にともなう収入
- ③ 寄付金、品
- ④ その他の収入

2 既納の年会費の金品は原則としてこれを返還しない。

(収支予算、収支決算等)

第32条 本会の収入・支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収入・支出予算については財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(活動年度)

第33条 本会の活動年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規則の変更及び解散

(会則の変更及び解散)

第34条 この会則の変更及び解散は総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により変更及び解散することができる。

2 会員企業数が10企業以下となった場合は、世話人会と事務局長にて存続の可否を決定し総会に図る。

第11章 雑 則

(規則の制定)

第35条 この会則の施行に必要な規則は幹事世話人会の決議を経て別に定める。

(文書の定義)

第36条 この会則でいう文書とは、郵便で送付する文書、ファクシミリで送付する文書、電子メールで送付する文書とし、会員からの文書も同様とする。

第37条 この規則は平成15年5月14日より施行する。

付 則 改 正	平成18年	4月11日	通常総会にて一部改定。
	平成24年	5月8日	通常総会にて一部改定。
	平成25年	5月14日	通常総会にて一部改定。
	平成28年	5月10日	通常総会にて一部改定。
	令和元年	5月14日	通常総会にて一部改定。

※出張規定、会員の義務に関する規定、入会時等の手続きに関する規定は、変更がないことから本資料には掲載しない。